

# 常任委員会の動き

## ○ 審査概要・活動

### 総務文教常任委員会

当委員会では、付託を受けた1議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。

また、請願1件については、不採択としました。

○平成25年度行田市一般会計補正予算（第5回）について

**問** 教育文化センターの空調設備1台の修繕料とのことだが、保守点検委託の中で事前に発見できなかったのか。

**答** 空調設備に特化した保守点検委託ではなく、建物の総合管理業務委託の中の点検であったため、発見できなかった。



教育文化センターみらい

たものである。今後、他の方法の検討や、現在契約を結んでいる委託契約についても、見直し等を行い、このような事故が再発しないよう図っていきたい。

**問** 債務負担行為補正中、市報ぎようだ印刷業務委託に關し、プロポーザル方式により業者を決定することだが、どのような基準で決定するのか。

**答** 業者に見積書、表紙のデザイン案、指定した原稿によるレイアウト及び提案書を提出依頼し、見積金額、デザイン案、レイアウトのきれいさ、見易さ、提案書の内容などを点数化し、決定する。

**問** 過去には、市報ぎようだを月2回発行していた経緯があるが、なぜ月1回となってしまうのか。

**答** 自治会への配送の関係や、編集過程を考慮すると、限られた職員で月2回の発行では、出稿、校正に追われてしまう可能性がある。また、他の業

務も行って以上、2班での発行体制が組織できれば月2回の発行も可能と思われるが、現状では負担が大きい。

**問** 債務負担行為補正中、小・中学校英語指導助手管理業務委託に關し、英語指導助手に對し行う翻訳や通訳は本當に必要なのか。

**答** ビザの更新手続き、研修、翻訳、通訳等を専門的な方にお願ひしなければ意思疎通ができないことや、予測できない案件への対応、また、夜間等の緊急時、教育委員会での対応できない場合等も含め、必要性があることから、契約を締結しているものである。

**問** 小・中学校英語指導助手管理業務委託に關し、業務の実績があまりないと思われることから、委託業者に代わり、教育委員会が対応できないのか。また、日本語の翻訳、通訳が必要との説明であるにもかかわらず、日々の連絡等を日本語で行っていることをどう考えるか。

**答** 専門的な用語を翻訳する場合や緊急時の対応等、総体的にサポートできる業者に委託することは非常に効率的であると考えているが、教育委員会としても対応できることがあると思われるので、契約時には、今年度の反省も踏まえ、精査、改善していきたい。また、日本語による連絡等については、英語、日本語の両方ですっきり連絡を取り合うよう、改善していきたい。

### 建設環境常任委員会

当委員会では、付託を受けた7議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

○行田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

**問** 地区計画変更をB地区全体としなかった理由は。

**答** B地区のうち、今回地区計画を変更しない部分については、住宅などの建設により、概ね土地利用が図られており、

さらなる土地利用の可能性が低く、また、地域住民の声を踏まえて、工場立地による住環境への影響にも配慮した結果、一部地区計画を変更しないこととした。

○行田市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例について

**問** 負担総額が高額になるといって、敷地面積の大きい工業団地内の企業などから理解が得られるのか。

**答** 地元説明会や企業訪問を通じて、粘り強く説明していく。

また、貸付金制度も利用できることを広くPRし、下水道への接続に理解を求めている。

○行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例及び行田市南河原地区簡易水道事業条例の一部を改正する条例について

**問** 水道メーターの検針日によって、消費税率5%が適用になる世帯と、8%が適用になる世帯が出てくるが、その対応は考えているのか。

**答** 消費税率8%が適用されるのは、検針が平成26年6月